

施設使用に関する決まり

都立清瀬高等学校開放事業運営委員長

校長 内田 圭一

当日、団体責任者は使用承認書と使用団体登録証を管理指導員に提示し、管理指導員の指示にしたがって使用し、次のことを遵守していただきます。

1. 指定された門から責任者と一緒に団体で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
2. 1回の使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間は原則午前9時から午後5時までとしますが、冬季期間は午後4時（日没まで）に退去できるように注意してください。
3. 自動車での来校は原則として禁止します。
4. 自転車は、指定された場所においてください。
5. 使用を許可された施設以外への立ち入りは禁止します。
6. 更衣室は用意されていないので、自宅ですませるようにしてください。
7. 使用中は、近くの住民に騒音等の迷惑をかけないように注意してください。
8. 使用中に、学校の施設、設備、ガラス等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、復旧又は実費弁償してください。
9. 校内での営業行為並びに業者の出入りは禁止します。
10. 使用に際しては、火気に十分注意してください。学校敷地内は禁煙です。また、ゴミ、空き缶は持ち帰ってください。
11. 校舎内は立ち入り禁止です。トイレは校庭の外トイレを使用してください。
12. 登録団体以外の方は、学校敷地内に入れません。
13. 使用団体は、呼び出しや連絡等で学校の放送施設や電話を使うことはできません。
14. 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
(例、グラウンド：スポーツシューズ等)
15. グラウンドのトンボを使用することができます。
16. 前日にグラウンドのコンディションが不良で、当日の使用に適さないと判断される場合には、グラウンドの使用承認を取り消しますので、学校の指示に従ってください。
17. 当日、降雨等でグラウンドが悪化したときには、直ちに使用を中止してください。
18. 使用後は、必ず清掃、グラウンドはトンボによる整地等を行い、学校教育に支障のないよう現状回復をしてください。
19. 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
20. その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
21. 学校で緊急に当該施設を使用する場合は、使用を中止していただくことがあります。
22. 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止します。又は団体の登録を取り消すこともあります。